

日野町人権啓発推進連絡協議会

30周年を迎えて

日野町人権啓発推進連絡協議会（人推連協）と7つの地区人権啓発推進協議会（地区人推協）は、令和4年に30周年という大きな節目を迎えます。

平成4年2月末、同和対策特別措置法の法切れを控え「同和対策の終結をめざす」町民集会在日野町主催で行われ、同和対策事業を終了し、同じ町民として同じ施策の中で課題を解決していくこととなりました。これにより、日野町同和推進協議会を解散し、人推連協と7つの地区人推協が発足しました。

●これまでの取り組み

それから30年。地区人推協は、各種の人権課題をテーマに、一人ひとりの身近な課題に取り組むとともに、地域の課題解決にも取り組んできました。町の単位では、「人権委員交流研修会」、「ふれあい学習会」、「人権学習講座」に取り組み、各区単位では、講演会や研修会、字別懇談会に取り組んできました。

●これからの課題

①人づくり、組織づくり

人権の活動には核となるリーダーの存在が必要です。

また、人口減少や高齢化により役員の担い手が不足してきている中、草の根的な人権啓発の取り組みを持続可能なものとしてくため、地域において確固とした組織があることも重要です。

②公民館を拠点とした活動の活性化

公民館は社会教育にとどまらず、多様な役割を担っています。人権教育においても地区人推協の主体性のある活動を支援しつつ、共に活動を担っていくことが必要です。

現在、日野町の人権啓発活動は、人推連協とともに、さまざまな課題と向き合いながら、地域や一人ひとりの課題に目を向け、取り組みを進めています。

30周年を迎え、この機会に今ある町の人権の姿を今一度学び直し、これからも誰一人取り残さない誰もが暮らしやすい地域を目指して、人権啓発活動に取り組んでいきます。

◆問い合わせ先 生涯学習課 生涯学習担当 ☎0748-52-6566

小・中学校 日野町就学援助制度

経済的な理由によって、小・中学校への就学に支援が必要と認められる家庭に対して、学用品費や給食費などの一部を援助する制度を実施しています。

●対象：町内に住所を有し、町内の小・中学校および県立中学校に子どもが在籍する家庭で、世帯全員

の前年の所得合計が基準以下の家庭など

●申請：申請書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて各学校または学校教育課へ提出してください（申請書は、各学校や学校教育課または町のホームページにあります）。年度途中での申請も随時受付をしています。認定された場合、申請月の翌月から該当になります。

◆問い合わせ先 教育委員会事務局 学校教育課 ☎0748-52-6564

☆パパ・ママの子育て応援します☆

親子ぶれすて

子ども達と保護者のための家庭教育の場です。子育てサポーターと一緒に、自由遊びや工作、季節の行事を楽しみませんか？



●時間：10時～11時30分
●場所：保健センター

●対象：未就園の子どもと保護者
●参加費：無料
●内容：自由遊び・工作・運動会・読み聞かせなど

《年間予定日》
毎月第4金曜日。ただし、9月は30日（金）、12月は2日（金）です。（予定は変更する場合があります）



◆問い合わせ先 教育委員会事務局 生涯学習課 ☎0748-52-6566

児童手当制度が変わります

【 現況届の提出が原則不要になります 】

児童手当受給者は毎年6月に現況届の提出が必要でしたが、令和4年度より提出が原則不要になります。

ただし、次の方については引き続き現況届の提出が必要となりますのでご注意ください(対象の方には町から5月下旬に通知します)。

- ・町で住所地を把握できない、法人である未成年後見人
 - ・6月1日現在で配偶者と離婚協議中である受給者
 - ・住民票のある住所地以外の市町村で受給しているDV避難者
 - ・施設・里親の受給者
 - ・その他現況届の提出が必要と町で判断された受給者
- ※受給者の加入する年金が変わったとき(受給者が公務員となったときを含む)は届出が必要となります。加入する年金に変更が生じた際には子ども支援課で手続きをお願いします。

児童手当制度について

次代の社会を担う児童の健やかな成長を支えることを目的とした制度です。

●支給対象となる児童

0歳から中学校卒業まで
(15歳到達後最初の3月31日まで)の児童

●手当の月額

【①所得制限限度額未満の方】

3歳未満 …… 一律 15,000円
3歳以上小学校修了前(第1・2子) …… 10,000円
3歳以上小学校修了前(第3子以降) …… 15,000円
(※施設入所等児童については、一律 10,000円)
中学生 …… 一律 10,000円

【①所得制限限度額以上、②所得上限限度額未満の方】

特例給付 …… 一律 5,000円

●支給月

6月、10月、2月に、それぞれの前月分までを支給

●支給開始月

原則として、申請があった月の翌月から支給

【 特例給付 所得制限が変わります 】

児童手当受給者の所得が、次の所得制限額表の①所得制限限度額以上、②所得上限限度額未満の場合、特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)を支給します。

なお、令和4年10月支給分から、児童手当受給者の所得が②(所得上限限度額)以上の場合、児童手当・特例給付は支給されません。

また、所得が所得上限額を超え、児童手当・特例給付が支給されなくなった方については受給資格が喪失することとなり、翌年所得が所得上限額未満になった際には新たに町への認定請求が必要となります。



扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持した者の数をいいます。

※扶養親族等の数に応じて、限度額は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限ります。))又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。